

強化育成選手指定基準

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

当連盟指定選手は、以下の基準を基に本連盟強化部会および育成部会において選考し、決定する。

【選考対象】

下記基準を満たす者を強化指定選考対象とする。

- 本連盟および(公財)日本自転車競技連盟(以下 JCF)に登録する日本国籍の者。
- 日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- 強化の方針・指示に従う事を承諾した者。
- アンチ・ドーピング規程を遵守する者。
- 本連盟強化部会指定のクラス分け認定員の判定を受け、国際自転車競技連合(以下 UCI) 競技規則のクラス分け基準に適合していると見なされた者。

【強化・育成選手指定基準】

選考対象となる者のうち、本連盟、JCF および JCF 加盟団体主催、かつ JCF 競技規則に則って開催された大会の成績、および UCI 登録大会の成績に基づき、下記基準を満たす者について選考する。

- 強化 A：前年度、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップにおいて、メダルを獲得した者。
- 強化 B：前年度、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップにおいて入賞もしくは、上位40%の順位を達成したもの。または、これらの国際大会に出場した経験があり、その成績から判断して、今後上記の基準の達成が見込まれる者。
- 強化 C：前年度の全日本選手権においてメダルを獲得し、地域大会(アジアパラ選手権、アジアパラ競技大会、その他 C1 登録大会)において、メダル獲得もしくは入賞が見込まれる者。
- 育成：全日本選手権に出場、または全日本選手権への出場を目指す選手で、14 以上 45 歳以下で将来強化 C 指定が見込まれる選手。ただし、育成選手は選出後、4年間を超えて選出され続けることはできない。
- タンデムのパイロットに関しては、強化部会において選考する。

※強化指定選手は大会結果、記録を基に適宜検討、変更を行う。

【強化・育成指定解除】

以下の事由に該当した選手は、理事会の決議を経て、強化指定を解除することがある。

- 競技能力が十分でないと見なされる者。
- 競技活動を辞めた者。
- アンチ・ドーピング規程に従わない者。
- 当連盟の規程により懲戒処分を受けた者。

- 当連盟の信用を著しく害する法令違反をした者、またはその疑いがある者。
- 強化の方針・指示に従わない等、チーム行動に不適格と見なされる者。
- 代表として不適格な言動・態度が認められる者。

【自己負担金】

強化育成指定選手が連盟主催の合宿や、大会派遣に参加する際には、以下の自己負担金が発生する。

- 強化 A・B・C・育成:国内 5,500 円／海外 11,000 円
※ただし、経済状況等により自己負担金が増加する可能性がある。

【不服申し立て】

当連盟の競技者で強化指定選手の指定、指定の解除、その他本基準に関する当連盟の決定に不服がある者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってスポーツ仲裁の申立をすることができる。

附則

令和 6 年 4 月 4 日 施行

令和 7 年 10 月 2 日 一部改訂

令和 8 年 4 月 9 日 一部改訂